

社会福祉法人那珂川町社会福祉協議会の役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人那珂川町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員及び各種委員会等の構成員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、職務遂行の対価として、報酬等を支給するものとする。ただし、国家公務員、地方公務員、本会職員の身分を有する役員等に関しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額)

第3条 役員等の報酬等は、別表1及び別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、1年分（4月1日から翌年3月31日まで）を一括して本人名義の金融機関口座に振込みで支給する。ただし、退任した役員等については、1月以内に精算し支給する。

2 会長及び常務理事の月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(旅 費)

第5条 役員等がその職務のため旅行したときは、「那珂川町職員等の旅費に関する条例」に規定する旅費相当額を費用弁償として支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委 任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年3月31日から施行する。

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行（全部改正）する。

別表 1 (役員等の報酬)

役職名	報酬額	備考
会 長	月額 20,000 円	
常務理事	月額 10,000 円	
監 事	日額 5,000 円	監査会への出席

別表 2 (役員等の費用弁償)

役職名	費用弁償額	備考
理 事 (会長、常務理事除く)	日額 2,000 円	理事会等の会議への出席
監 事	日額 2,000 円	〃
評議員	日額 2,000 円	評議員会等の会議への出席
委員会等の構成員	日額 2,000 円	特別な資格を有する者については、別に定める。